那覇市公告第７８号
平成 24 年 7 月 10 日

（仮称）松山公園連携施設設計者選定プロポーザルの実施について

那覇市長　　翁長　雄志

（仮称）松山公園連携施設建設にあたり、先に策定した「（仮称）松山公園連携施設基本計画」の具体化を図り、設計を委ねるにふさわしい適正を備えた設計者を選定するため、下記のとおり公募によるプロポーザルを実施する。

記

1　業務概要

（1）業務名称　　（仮称）松山公園連携施設基本・実施設計業務委託

（2）業務内容　　松山公園（旧久米郵便局跡地部分）に計画している（仮称）松山公園連携施設に関する基本設計及び実施設計業務

・計画地の面積：約 1,800 ㎡

・規　　模　　：建築延べ面積 240 ㎡程度

・工　事　費　：1.5 億円以下（外構を含む）

（3）履行期間　　契約締結の日の翌日から平成 25 年 2 月末まで

ただし、履行期間内で業務の完了が困難な場合は、発注者と協議のうえ、延長期間を定める。

2　予定価格

本業務の設計業務委託費は以下のとおりとする。

予定価格（委託費）：13,000,000 円（消費税抜き）

3　参加資格等

（1）本プロポーザルの参加者は、那覇市に本店登録を有する者又は那覇市に本店登録を有する者を代表者とする共同企業体で、次の 1）から 5）すべてに該当する者とする。ただし、個人事業者においては、那覇市に営業所又は事務所があり、現に営業している者とする。

1）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当しない者であること。

2）那覇市における平成 23･24 年度「委託業務競争入札参加者名簿」に登録されていること。

3）那覇市から指名停止を受けている期間中でないこと。

4）建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所登録を行

っていること。なお、共同企業体にあっては、その代表者は一級建築士事務士登録を行っていること。

5）共同企業体の構成員（代表者を除く。）は、那覇市内又は沖縄県内に事業所を有すること。

(2) 会社更生法に基づく会社更生手続き開始の申立てを行っていない者であること。

(3) 民事再生法による再生手続き開始の申立てを行っていない者であること。

(4) 管理技術者は、参加者（共同企業体にあっては、その代表者。）に所属する一級建築士であること。

(5) 本プロポーザルの参加者は、本業務に関する専門分野（管理技術者及び意匠担当主任技術者を除く。）について、協力者（協力事務所）を加えることができる。

(6) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等及びこれに準じるものとして公共工事からの排除の要請があり、当該状態が継続しているなど請負者として不適当であると市長が認める者に該当しない者であること。（下請け業者も同様とする。）

4　選定方法

本業務に係る設計者の選定については、2 段階審査によるプロポーザル方式による。

1 次審査は、参加者から提出された「技術提案書」による書類審査を行い、1 次審査の合格者を 5 者程度選定する。2 次審査は、1 次審査により選定された者を対象に、「技術提案書」をもとにヒアリングにより審査を行い、最優秀者 1 者及び次点者 1 者をそれぞれ特定する。

なお、1 次審査及び 2 次審査は、非公開とする。

本プロポーザルの審査は、下記分野の委員により組織された審査委員会が行う。

（仮称）松山公園連携施設基本計画策定・設計者選定プロポーザル審査委員会

- ・都市・建築環境工学
- ・観光関係
- ・建築関係
- ・まちづくり関係
- ・地元関係者
- ・行政

5　手続等

(1) 業務説明書の配布期間及び方法

平成 24 年 7 月 10 日（火）より、那覇市ホームページ（花とみどり課）にてダウンロードすること。

(2)「参加表明書」及び「技術提案書」の提出期限及び方法

提出方法：「参加表明書」（様式 1～2 及び各添付書類）：2 部

「技術提案書」（様式 3～4）：2 部

上記を事務局へ持参又は郵送にて提出してください。（※郵送の場合は、

配達証明付書留郵便に限る。提出期限日必着のこと。）

併せて技術提案書をPDF化したデータ（メディアはCD-Rとする。）を提出して下さい。

受付開始日：平成24年8月1日（水）午前9時から

提出期限：平成24年8月10日（金）午後5時まで（時間厳守）

提出先：事務局（那覇市　花とみどり課）

(3) 事務局　那覇市　建設管理部　花とみどり課

所在地：〒900-0004　那覇市銘苅2-3-1　新都心銘苅庁舎3F

電　話：098-951-3225　FAX：098-951-3226

E-mail：b-park001@neo.city.naha.okinawa.jp

HPアドレス http://www.city.naha.okinawa.jp/kakuka/hanamidori/

6　業務委託契約

那覇市は、最優秀者と業務委託の契約締結交渉を行う。ただし、最優秀者が実施要領で規定する要件に核当しないと認められた場合又は契約締結交渉が不調となった場合、那覇市は、次点者と契約交渉を行うことができる。

7　その他

(1)「(仮称) 松山公園連携施設基本計画」は、那覇市花とみどり課ホームページにて公開している。

(2) プロポーザル参加に係る費用は参加者の負担とし、報酬（報償費）等は支払わない。

(3) 参加表明書及び技術提案書の提出は、参加者1者につき1提案とする。

(4) 手続きにおいて使用する言葉は日本語、通貨は日本国通貨、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。

(5) 委託料の支払条件：前金払い有り（契約金額の3割以内）

(6) 契約保証金：免除

(7) 契約書作成の要否：要

(8) 当核業務に直接関連する他の設計業務の委託契約を当核業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無：なし

(9) 詳細は、業務説明書による。